春にしん漁業

大きな投資はさけよう

好漁は期待できない

春を告げるにしん漁期が近づいてきました。漁家の皆さんはその準備にいろいろとお忙しいことと思います。

さて今年の春のにしん漁の予想はどうでしょうか？

最近のにしん資源の状況、海況の状態、昨年の漁獲実績からみて、本年のにしん漁は幾分好漁の期待することはむずかしいと思います。したがつて漁家の皆さんは一起し千両の昔の夢をふりすて春にしん漁の魅力薬にあまり大きな資金を使うことなく、安定性のある漁業を多角経営する体制を一日も早く作りあげて下さい。

本年の春にしんの魅業については、道からも再三注意されておりますので次のことに留意して実施して下さいさい。

一、大きな投資はさけよう

1　春にしん漁業の施設、漁船、漁具などは、現在あるものを持密ってすぐ経営するようにする。

2　漁業従事者は、できる限り家族で間に合せ、ほかからの雇入れは必要の最少限に止めるようにする。

二、共同経営によつて減船しよう

大きな投資をさけるため共同経営をすることによつて減船を図るようにする。

三、多角経営を考えよう

春にしん漁の期間中でも、ほかの漁業もするように考え、にしんのみを待ちのぞむことのないようにする。

四、にしん凶漁のときに備えよう

1　漁業の多角経営をおしすすめ、漁船、漁具が休みなく働くように考えること。このことについては、進んで組合や各指導機関と相談し、その指導をうけるようにする。

2　漁の休む時期や漁のひまな時期には、自主的にほかで働くように考える。

戸籍の窓口から ①

婚姻

皆さんもご承知のように結婚式を挙げて、三三九度の盃をすましただけでは正式の婚姻は成立しません。法律上の正式の結婚は婚姻届を出してこれが市町村長に受理されて初めて成立いたします。ですから、結婚式を挙げたままでこの届をしないでおればいつまでたつても法律上の正式の夫婦にはなれないことになるのであつて、そのため内縁関係という非常な不幸な事態が起つてくることは、皆さんよくご存知のことでしょう。たとえば夫婦の一方が亡くなりますと、他の一方は亡くなつた夫なり妻なりの財産を相続することができるわけですが、まだ婚姻届をしていないいわゆる内縁の一方が亡くなりますと、相続権をもたないのであります。

婚姻届は結婚式と同時にするのが理想なのであります。

一、婚姻年令

男は満十八才、女は満十六才ならなければ、婚姻はできない。

二、同意

1　未成年者は、父母の同意が必要

2　父母の一方が同意しない場合、また父母の一方が知れない、死亡した場合は、他の一方の同意だけでよい。

三、再婚期間

女は、離婚または夫の死亡後六ヶ月を過ぎなければ、再婚はできない。ただし、妊娠した夫の死亡前から懐胎していた場合には、出産の日以後は婚姻ができる。

四、近親婚の禁止

1　直系血族の間、三親等内の傍系血族の間では婚姻はできない。

2　直系姻族の間では婚姻はできない。

3　養子、その配偶者、直系卑属または養子の配偶者または養子の直系卑属との間では、親族関係がなくなつても、婚姻はできない。

五、届出

1　証人成年の証人二人以上が必要。

2　届出地、夫または妻の本籍地、所在地

3　婚姻届（抄）本

夫の本籍地に届出る場合は妻の、妻の本籍地に届出る場合は夫の、戸籍謄（抄）本一通。

所在地に届出る場合は、夫と妻の各一通づつ必要。

六、婚姻の効力

1　夫婦は婚姻届出のとき、夫または妻どちらかの氏を稱することをきめなければならない。

2　夫の氏を稱する場合、夫の氏、妻の氏を稱する場合、妻の戸籍に入る。夫の戸籍に入る場合夫が、妻の戸籍に入る場合妻が、戸籍の筆頭者でないときは、夫婦について新しい戸籍がつくられる。

3　婚姻すれば、未成年者でも成年に達したものとみなされる。

4　夫婦は同居し、互に協力扶助しなければならない。

漁業の振興を目ざして

漁業青年研究會發足す

去る二月二十日、留朋市漁業青年研究会が結成され新発足をしました。

この会は、二月始め以来本市漁業関係の部落青年有志が組織され、漁村再建の問題について協議した結果、吾々漁村青年が一致団結して組織をつくり、再建の推進力になろうという気見がまとまり、その後その青年達が部落に跨つて熱心に説き廻つた末、この組織づくりが実を結んだものであります。

この会は、目的として「留朋市漁業地域の青年が相集い自治協同の精神の下に研究と実践活動を通じて郷土水産業の発展と漁民文化の向上に資することを構成の青年であつてこの会の趣旨に賛同する者を以て構成しその加入脱退は自由意志による」となつております

又事業としては、「水産技術及び漁業経営の改良、漁家経済及び生活改善の調査並びに実践活動、浅海増殖事業及び漁業試験」等となつております。そうして今后は、実践活動の単位組織として分会をもち、研究調査の単位組織として班を設けて活発に活動することになります。

一結成会当日における入会者は、四十四名でその内に女子一名を含んでおります

青年団体の不毛地帯といわれた本市漁業地域にもこうして立派な組織がここの声をあげましたので、漁業地域の青年男女の方々は、ふるつてこの研究会に参加されまして無理な課税をされたくない不評のおきないよう望んでいます。

従覧期間

三月一日から三月二十日まで

場所　市役所税務課

電磁時計が二本出ました

＝納税者 三角クジ＝

税金を納期内に納口にもつてきた方にいろいろな景品があたる、三角クジを差しあげておりますが、去る二月八日に三等の電磁時計を引当た方が二人出ました。この幸運な方は市内大町三丁目小林吉三郎さん、明元町二丁目伊丸岡義雄さんです。

この三角クジの景品は、まだ特賞のミシン、一等の電気洗濯機、二等の洋服タンスが残つております。早く税金を納めて、この景品を射とめて下さい。

（写真は橋本市長から時計を受ける小林さんと、伊丸岡さん）

就労人員　延六万二千人

昭和三十三年度失對事業計畫

昭和三十三年度の留朋市失業対策事業は、本市の失業情勢などを考え、道と打合せの上次のように実施計画をたて労働省に提出しました。

工事名	工事場所	就労延人員	事業費
探石〃	大和田町 住之江町	12.375人	5.230.750円
留朋道路補修工事	住之江町	4.125	1.846.875
排水構補修工事	南常盤町 大鯖通 市内一円	23.250	10.777.500
見晴公園整備工事	中央通 丸子通 南八丁目通 北七條通 西一丁目通 開運通 仲通	3.375	2.337.000
三角点観光道路新設工事	見晴町	5.250	2.276.375
宅地造成工事	三角点	5.250	2.471.375
清掃事業	沖見町	7.500	3.195.375
	市内一円	1.500	562.000
合計		63.625	28.657.250

あなたの土地家屋の評價は？

本年から三年間固定資産税の課税標準となる土地や家屋の評価を決定し、次の期間中課税台帳を縦覧しますので、自分の土地や家屋がいくらに評價されているかをたしかめて下さい。

もし不審の点があれば相談を願つて無理な課税をされたくない不評のおきないよう望んでいます。

もち米の配給

桃の節句が近づきましたもち米を配給店でお求め下さい。お望みの数量だけ販売いたします。

一キロ　九三円

ヤミ米を買はずに

配給米を買いましよう

ヤミ米の中には、検査にはねられた米や、くず米が入つていたり、まず目で計るためにも、手かげん一つで五匁（八一斗買つても五合）以上も少くしかありまして目方で買う配給米は安心できます。

現代美容整形の栞

内容　隆鼻術・二重瞼・植毛・脱毛・毛皮・植皮・ホクロ・シミ・ソバカス・シロナマズ・赤銅・ワキガ・シロ

外科・肛門科・産婦人科・内科
☆優生保護法・結紮・防法☆
健保・国保・指定医

50円送料

島田病院出版部
旭川市5條通10丁目　電話3166番

島田病院
旭川市五條十丁目　T三一六六

整美容形

耳鼻科・眼科・皮膚科
島田病院
旭川市5條通10丁目　電話3166番

躍進留萌は先づヤクルトから
特許第183156
創製者 醫学博士 代田稔
生菌ヤクルト
株式會社
生菌ヤクルト留萌處理工場
留朋市末廣町一丁目　電話四一三番
本社　東京都中央区西八丁堀四丁目六
株式會社　ヤクルト本社

消防記念日を迎えて

みなさんのお協力を願います

三月七日は消防法が施行されてから満十年になります。この法律にはどのような事が定められているかについて再認識し、住みよい皆さんの御協力を願います。

（一）火災予防

火災の予防上必要があり又は火災が發生したら人命に危険であるときは、

（イ）屋外における火遊び喫煙、たき火等の禁止制限、焼火、取扱又は火粉を始末させます。

（ロ）危險物や燃えやすい物件の整理移動、又は撤去をさせます。

（ハ）関係者に対して資料を提出させ又は消防職（団）員が皆さん方の家庭を訪問して火災が發生しないように、建物や火気使用の器具の構造、設備、又は管理の状態を検査します。

（ニ）危險な建築物等は改修転、除去又は使用の禁止、停止、制限等を行います。

（ホ）建築物の新築、増築改築、移転、修繕、模様替、用途の變更又は使用については消防長の火災予防上支障ないという同意がなければ許可、認可、又は届出はできません。

（ヘ）学校、工場、興行場百貨店、危険物の取扱所等は消防計画を立てそれの訓練を行わなければなりません。

二、危險物

（イ）一定數量以上の油類アルコール類、カーバイト、生石灰、セルロイド類、その他發火性、引火性の物件は市長の許可して貯蔵所以外に貯蔵（保管）することが出来ません。又これ等を取扱う者は市の條例で定めた資格を有する者でなければなりません。

（ロ）映寫室は市の條例で定めた構造設備でなければなりません。

（ハ）火災警報の發令、又は映寫室のない場所で映画を上映しようとする者は、消防長に届出なければなりません。

（ニ）映画技術者は、市の條例で定めた資格を有する者でなければなりません。

（ホ）常時映画を上映する者は、所謂の映寫技術者を定め、消防長に届出なければなりません。

三、消火の設備

（イ）学校、工場、事業場百貨店、旅館、飲食店その他市の条例で指定するものは、消火器村、消防用水、避難器具を設備しなければなりません。

（ロ）何人も消火栓、貯水施設、警鐘の使用、損壊、撤去又は使用を妨げてはなりません。

（ハ）何人も消防屠詰に類似する信號を使用してはなりません。

（ニ）池、泉水、井戸、水そう等消防の用に供し得る水利は、関係者の承認を得て消防水利に指定することが出来ます。

四、火災の警戒

（イ）気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を發令します。

（ロ）火災警報の發令中は市の條例で定めた火の使用の制限に従わなければなりません。

（ハ）火災の警戒に必要があるときは、市の区域を定めて一定区域内における火又は煙火の制限されます。

五、消防の活動

（イ）火災を發見した者は直ちに消防に知らせなければなりません。又すべての人はこの知らせが最も早く出来るように協力しなければなりません。

（ロ）火災が発生したときはその場所の関係者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火や人命の救助を行わなければなりません。

（ハ）火災の現場附近にある者も消火や人命の救助に協力しなければなりません。又消防隊員が協力を要求することも出来ます。このために死亡し、負傷し、疾病にかかりまたは發狂した人命は公費を以て葬祭を行い又は扶助します。

（ニ）消防の行う火災の原因の調査は、火災発生予防のためにあり、犯人をきめるために行うものではありません。火災によつて受けた財産の状況を詳しくお知らせ下さい。

以上定められた事項に違反したり、妨害したり、虚偽の届出をしたり、又は火災によつて破損された財産を隠匿したり、又は火災によつて破損された財産を隠匿したり、又は火災によつて破損された財産を隠匿した